

第7期旭川市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

(概要版)



旭川市シンボルキャラクター

あさっぴー

旭川市
平成30年(2018年)3月

第1章 計画の概要

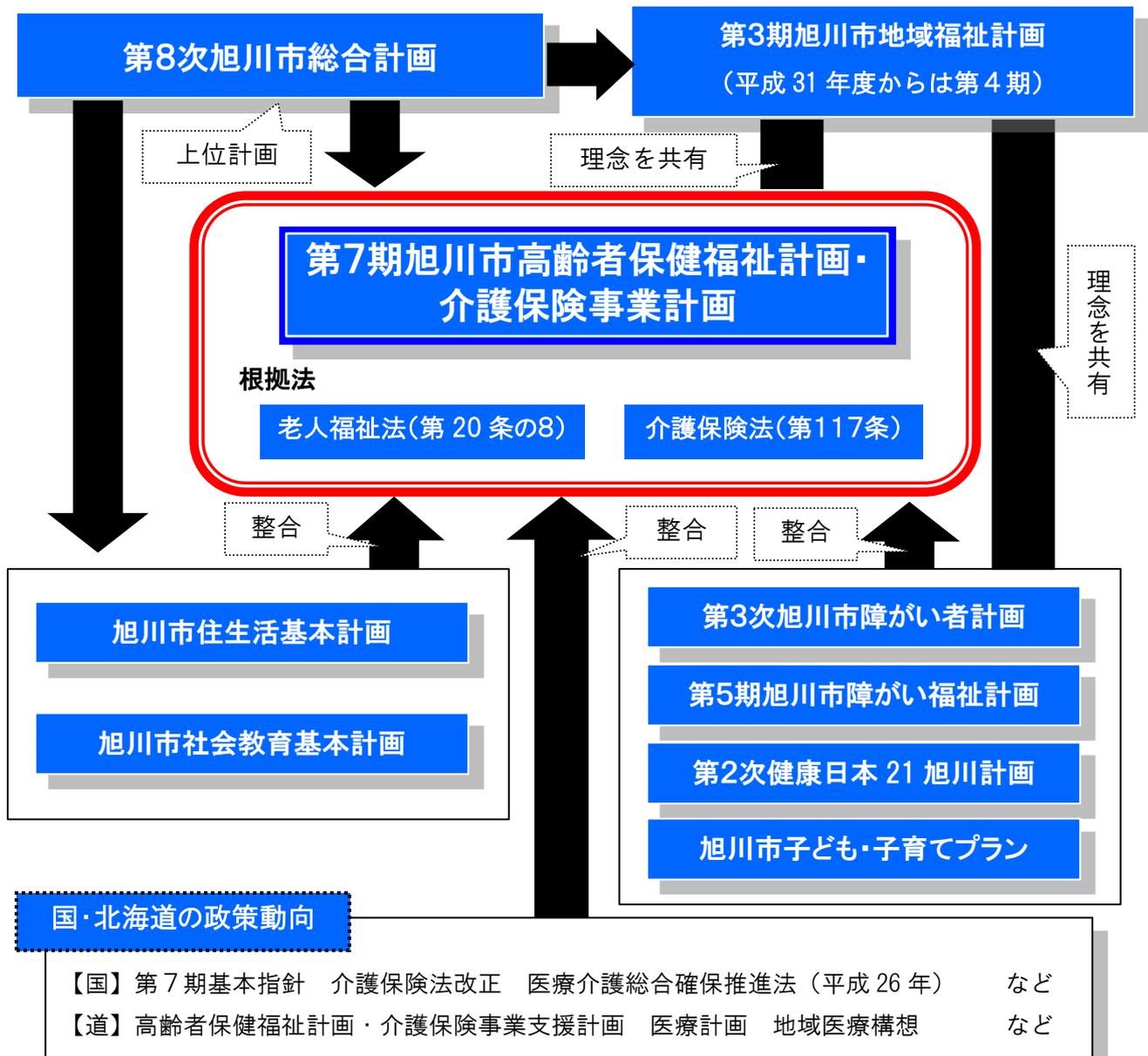
1 計画の策定根拠

第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）は、本市の介護保険事業と高齢者保健福祉事業を含めた、高齢者に対する保健福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、本市における地域包括ケアシステム構築に向け、高齢者の保健福祉事業を総合的に体系付けるものです（第6章～第8章）。介護保険事業計画は、持続可能な介護保険運営のために、要介護等認定者数や各介護保険サービスの給付量等を見込み、計画期間内のサービス基盤整備方針や介護保険料を定めるものです（第9章）。

また、策定に当たっては、第8次旭川市総合計画（平成28年度～平成39年度）を上位計画とし、第3期旭川市地域福祉計画と理念を共有しながら、本市の福祉関連計画をはじめとする他計画及び国や北海道の政策動向とも整合をとりながら策定いたします。

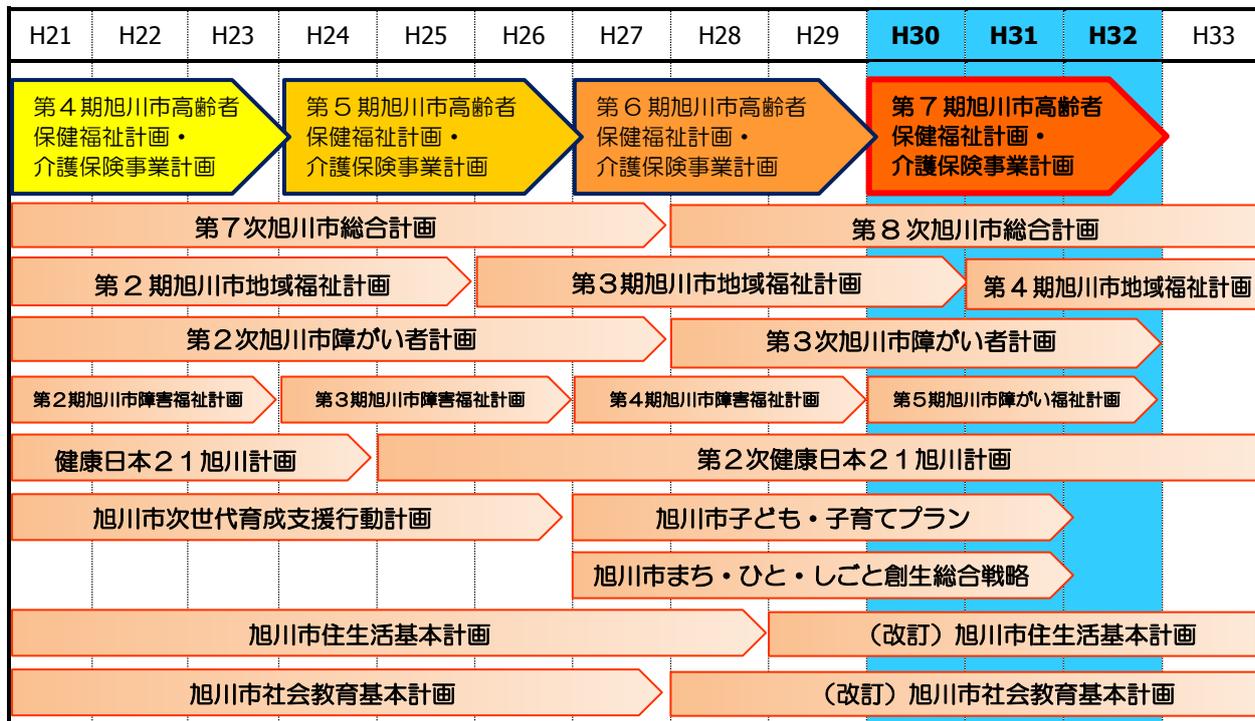
計画のイメージ



2 計画の策定期間

本計画は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年計画とします。

本計画と関連計画の計画期間



3 計画の性格

国の基本指針に基づき、本市では、第6期計画から、地域包括ケア計画を位置付けて団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）までに地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

第7期計画においては、第6期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な深化・推進に向けた取組を位置付けることが求められます。

また、将来的には、障がい者・子どもといった社会的支援が必要な方も地域コミュニティにおける支え合いと公的な福祉サービスの利用により、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、上位計画等と理念を共有しながら取り組んでいく必要があります。



第2章 介護保険制度の動向

1 介護保険法等の一部改正の概要

平成29年度の介護保険法等の改正は、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止，高齢者を含む地域のあらゆる住民が，支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を図るとともに，制度の持続可能性を確保することに配慮し，サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする」ことを目的としています。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 医療・介護の連携の推進等
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

- 現役世代並みの所得のある方の利用者負担の見直し
- 介護納付金における総報酬割の導入

2 その他特に考慮すべき議論

- (1) 介護人材の確保（社会保障審議会 介護保険部会）
- (2) 介護離職ゼロ*の実現（ニッポン一億総活躍プラン）

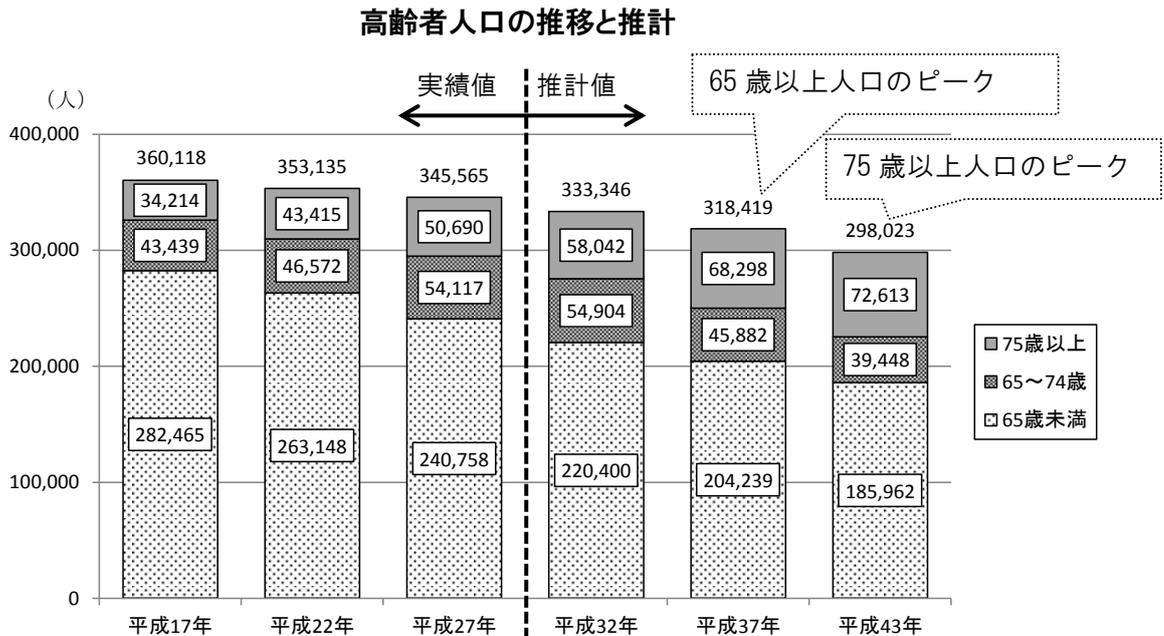


第3章 旭川市を取り巻く現状・第4章 人口推計

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

本市は高齢化が進行しており，総人口の減少傾向に対し，高齢者人口（65歳以上の人口）は増加傾向にあります。今後も，この傾向は継続する見込みであり，本市では高齢者人口のピークを平成37年（2025年），後期高齢者人口（75歳以上の人口）のピークを平成43年（2031年）と推計しています。



（出典）実績値：住民基本台帳（平成17年・平成22年は9月末日現在，平成27年は10月1日現在）
年齢不詳者は除外（平成27年に1名）

推計値：市の推計

(2) 高齢者世帯

高齢者のいる世帯も増加傾向であり，平成17年から平成27年の間で約1万6千世帯の増加がみられます。また，高齢者のいる世帯に占める独居高齢者世帯の割合は増加傾向にあります。

（単位：世帯）	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	148,081	153,986	155,218
高齢者のいる世帯	51,673	59,452	67,265
独居高齢者世帯	13,686	18,053	22,400
いずれも高齢者の夫婦のみ世帯	14,694	17,519	20,047
その他（高齢者以外が同居）	23,293	23,880	24,818

(3) 要介護等認定者

高齢者人口の増加にともない、要介護認定者数も増加する見込みです。

認定者数(第1号・第2号被保険者計)の実績と推計

	実績			推計			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
認定者数(人)	21,075	21,931	22,562	22,867	23,078	23,310	24,453
要支援1	4,985	5,226	5,238	5,287	5,337	5,391	5,659
要支援2	2,180	2,373	2,441	2,486	2,513	2,545	2,666
要介護1	4,533	4,785	5,131	5,185	5,232	5,278	5,539
要介護2	3,241	3,226	3,375	3,408	3,434	3,459	3,622
要介護3	2,250	2,255	2,124	2,156	2,172	2,196	2,304
要介護4	1,755	1,776	1,978	2,000	2,016	2,039	2,140
要介護5	2,131	2,290	2,275	2,345	2,374	2,402	2,523

※各年9月末の実績、推計

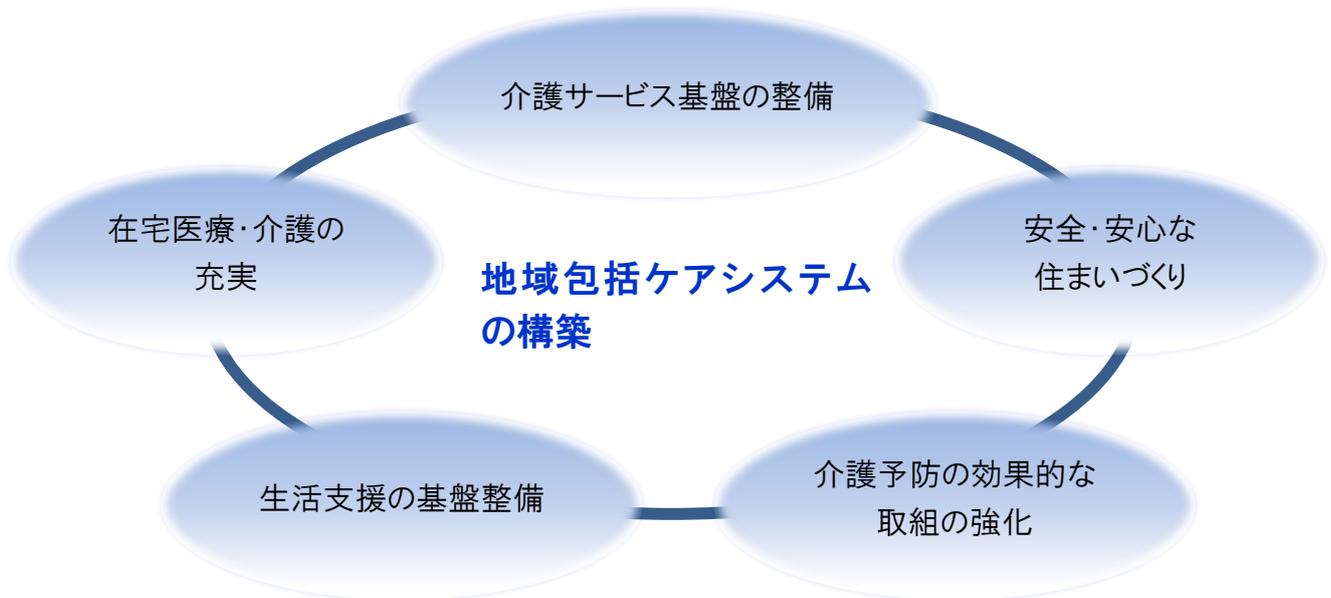


第5章 旭川市地域包括ケアシステムの現状と課題

1 旭川市地域包括ケアシステムのイメージ

第6期計画期間中において、本市は地域包括ケアシステム構築に向けて、次のイメージをもって施策の推進を図ってきました。

旭川市地域包括ケアシステム構築のイメージ



2 旭川市地域包括ケアシステムの現状と課題

(1) 介護サービス基盤の整備

【現状】

本市には、多くの介護サービス事業所がありますが、特に、高齢者が居住できる施設^{※1}は、平成29年10月時点で、市内に370事業所（定員数合計：10,365人^{※2}）があります。定員数合計は高齢者人口の9.5%、後期高齢者人口の19.1%に当たります。

※1 ここていう「高齢者が居住できる施設」は、施設系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設）と居住系サービス（介護付有料老人ホーム、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び認知症対応型共同生活介護）その他福祉サービス（養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び生活支援ハウス）を全て含めたものです。

※2 サービス付き高齢者向け住宅については、居室数を定員数として算出しています。

【課題】

平成37年（2025年）までに、高齢者数はさらに約5,000人増加することが見込まれ、介護給付費のバランスを考慮した介護サービスの基盤整備が必要です。特に本市は、訪問介護の給付費が全国水準と比較して特に高く、介護給付費の適正化のためには対応を検討する必要があります。

（2）安全・安心な住まいづくり

【現状】

住まいについては、旭川市住生活基本計画に基づき、バリアフリー化等の住宅改善の普及や、住宅確保要配慮者が入居可能な賃貸住宅の登録や居住支援等を進めているほか、地域の相互援助による生活通路の除雪や、高齢者世帯等に配慮した除雪を行うことにより、冬期間でも安心して生活できるよう取り組んでいます。

また、住まいだけでなく、高齢者が安心して暮らせる地域環境のために認知症対策を行っており、認知症サポーター養成講座等を通じて市民の認知症への理解を深めてきました。「旭川成年後見支援センター」も、相談件数が年々増加しており、需要が高くなってきています。

また、地域の見守り活動として、地区社会福祉協議会が中心となった安心見守り事業や、配達業務等を行う民間事業者と協定を締結し、安否確認を行う等、複合的・重層的な見守り体制の構築を進めています。

【課題】

高齢者の増加に伴い、高齢者が安心して生活できる住まいや環境づくりが必要です。

本市は、降雪量も多く、安心して生活を継続するために雪対策は不可欠ですが、高齢者の増加に伴い、除雪援助の担い手の確保に取り組む必要があります。

認知症については、地域住民の支援とともに、専門職の連携による支援が必要です。本市には、市内に認知症疾患医療センターとして指定を受けた病院が2か所あり、また、認知症サポート医のいる医療機関もあることから、今後、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置を行い、本市に適した支援体制を構築する必要があります。

また、見守り体制の強化に継続して取り組んでいく必要があります。

（3）介護予防の効果的な取組の強化

【現状】

介護予防事業として、「運動器の機能向上」及び「認知機能の低下予防」を目的とした事業を実施するとともに、市民の自主的な取組をリハビリテーション専門職等が支援することにより、介護予防を推進しています。

介護予防に資する住民主体の通いの場は、平成28年度末時点で216か所あります。

また、市民の健康づくり促進のため、北海道健康マイレージ事業とタイアップした旭川健康マイレージ事業を実施しています。

【課題】

高齢者が、心身の状況等によって分け隔てなく活動できる住民主体の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要があります。

また、リハビリテーション専門職による技術的助言を受けて自立支援及び介護予防に資する取組を推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の構築を推進する必要があります。

(4) 生活支援の基盤整備

【現状】

地域の関係団体等が参画する旭川市生活支援体制整備検討委員会を開催し、生活支援コーディネーター及び協議体の設置に向けた検討を進めています。

高齢者の学習や地域活動の参加等の機会の充実を図るとともに、生きがいづくりや世代間交流のための通いの場として、市内施設の充実を図ってきました。

【課題】

生活支援コーディネーターを配置し、各圏域で不足する社会資源を開発するとともに、関係者間のネットワークを構築し、ニーズと取組のマッチングに取り組む必要があります。

地域まちづくり推進協議会や地区市民委員会、地区社会福祉協議会等の地域の組織・団体との情報の共有・連携の強化を行う場として協議体を設置することにより、生活支援体制の整備を進める必要があります。また、地域住民の互助を基本とした支え合いの体制づくりを検討する必要があります。

(5) 在宅医療・介護の充実

【現状】

地域の医療・介護関係者が参画する旭川市在宅医療・介護連携推進事業検討会を開催し、取組について協議を行っています。

【課題】

在宅医療・介護連携に関する課題を抽出して対応策を検討するとともに、情報共有の支援、相談体制の整備、研修及び地域住民への普及啓発を行うことにより、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築することが必要です。

第6章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本計画の上位計画に当たる、第8次旭川市総合計画（平成28年度～平成39年度）においては「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」を目指す都市像としています。また、総合計画における地域福祉や高齢者福祉の分野については、「互いに支え合う福祉の推進」が掲げられ、住み慣れた地域での福祉サービス整備や、地域における支え合いのセーフティネットの構築が掲げられています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行が予想される中で、地域包括ケアシステム構築や地域共生社会の実現の重要性は一層高まることから、行政機関だけでなく地域において「互いに支え合う」つながり（ネットワーク）づくりは重要な観点になります。

こうしたことから、第7期計画は、第6期計画の理念を継承し、次の基本理念を設定します。

基本理念

市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り
住み慣れた地域で自分らしく生き活きと暮らすことができるまちづくりの実現

2 基本目標

本計画の施策の展開に当たっては、これまでの取組の深化・推進を目指し、第6期計画に掲げた基本目標の観点を継承しながら、次のように設定します。

基本目標

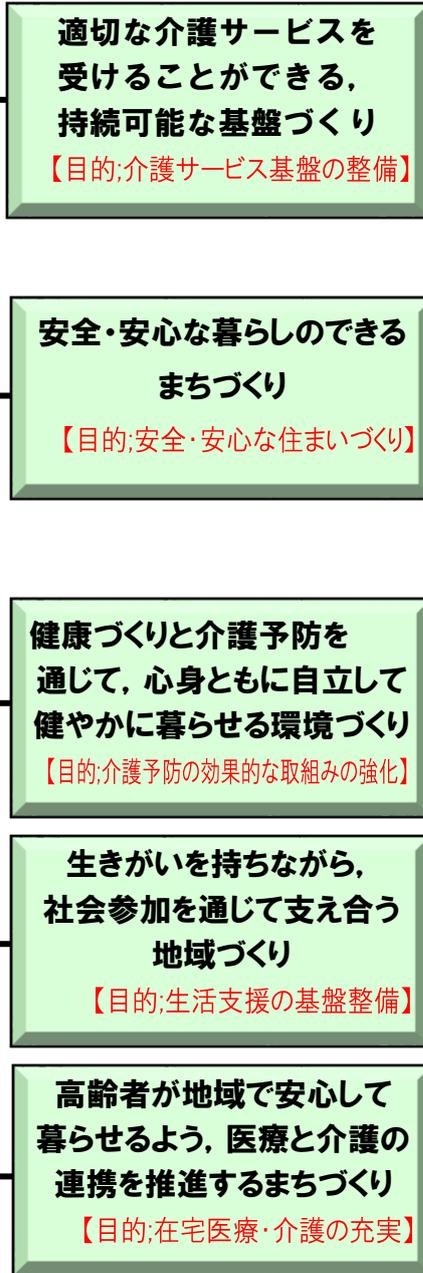
- 基本目標1 適切な介護サービスを受けることができる、持続可能な基盤づくり
- 基本目標2 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
- 基本目標3 健康づくりと介護予防を通じて、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり
- 基本目標4 生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり
- 基本目標5 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を推進するまちづくり

3 施策体系

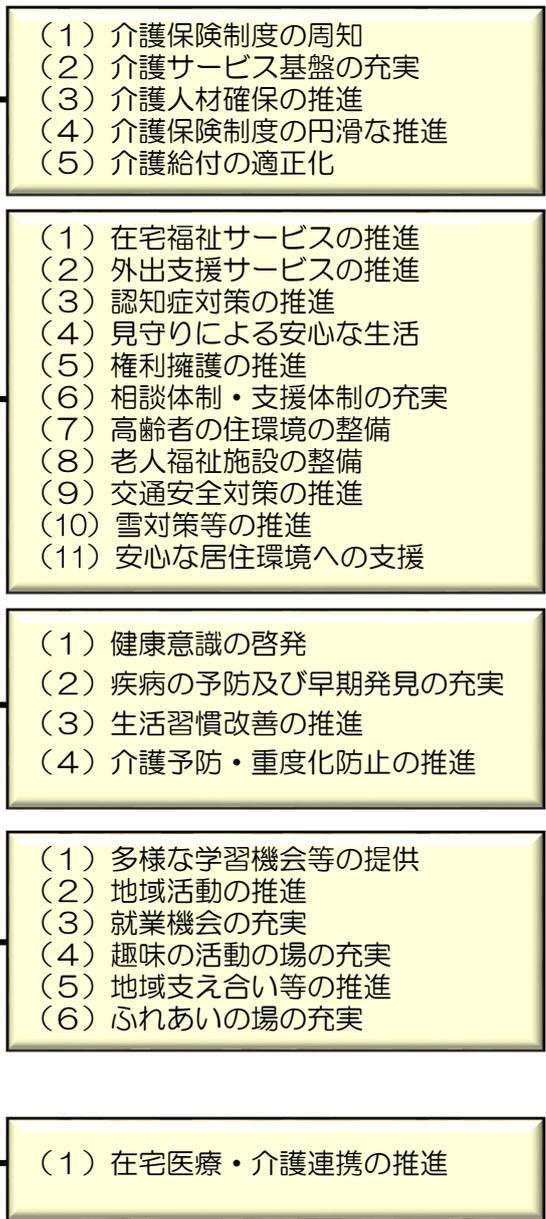
基本理念

市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り
住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らすことができるまちづくりの実現

基本目標



施策



3 重点施策

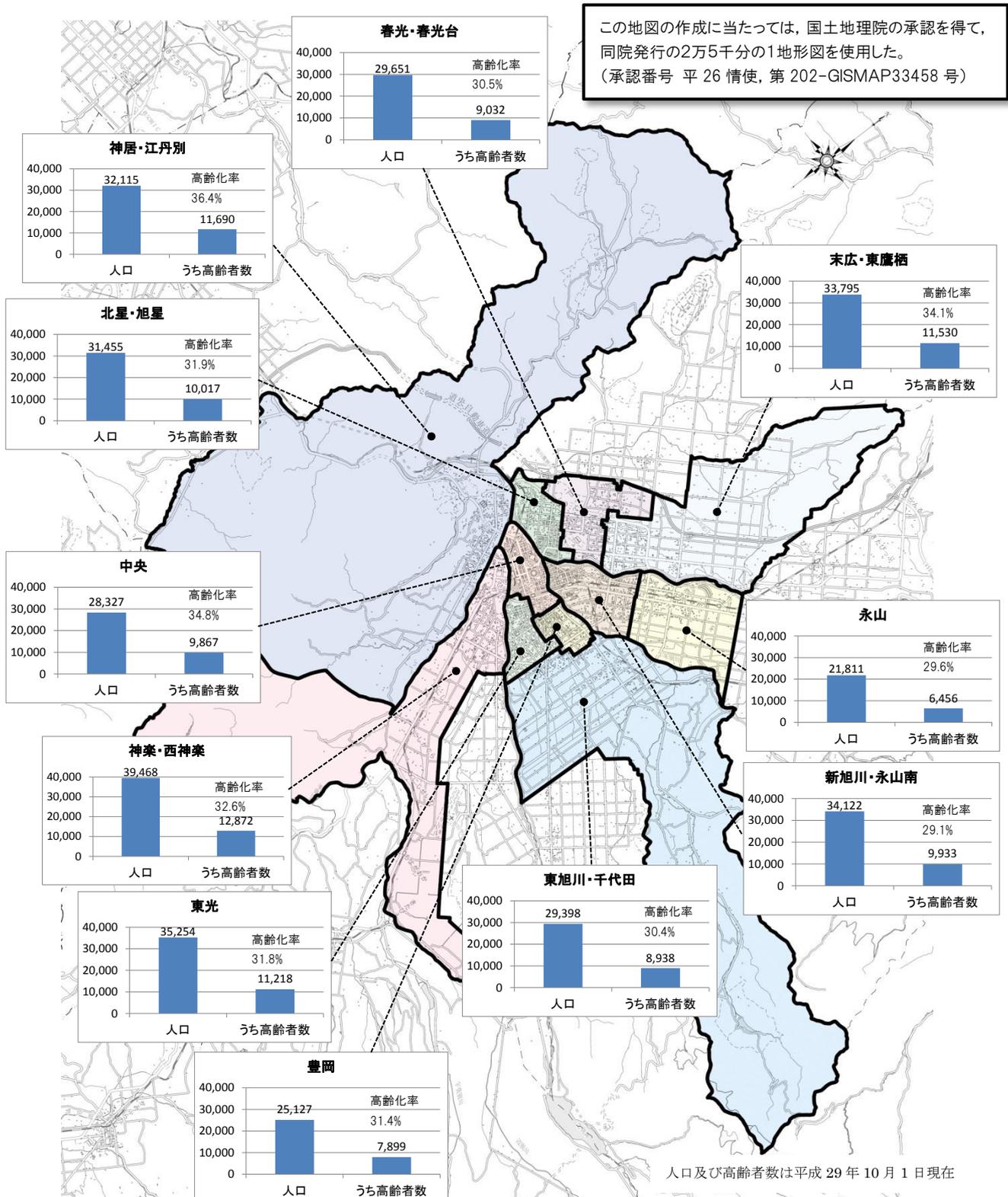
2025年に向けた地域包括ケアシステム構築のために、特に重要な次の施策を、本計画の重点施策とします。



第7章 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための環境整備を行う一つの単位で、市町村が地理的条件などを勘案し設定します。

本計画においては、第6期計画と同じ11圏域において、施策を展開するものとします。



第8章 施策の展開

基本目標1 適切な介護サービスを受けることができる、持続可能な基盤づくり

- (1)介護保険制度の周知……………介護保険制度趣旨普及事業
- (2)介護サービス基盤の充実……………施設介護サービス，居宅介護（予防）サービス，地域密着型（介護予防）サービスの充実
- (3)介護人材確保の推進……………介護人材の確保
- (4)介護保険制度の円滑な推進……………指定介護サービス事業者の指導・監査，介護保険料の収納率の向上
- (5)介護給付の適正化……………要介護等認定の適正化，介護報酬請求明細書点検事業（レセプト点検），診療報酬請求明細書との突合点検事業，ケアプラン抽出点検事業，介護給付費通知，住宅改修の点検

基本目標2 安全・安心な暮らしのできるまちづくり

- (1)在宅福祉サービスの推進……………家族介護用品購入助成事業，見守り配食サービス事業
- (2)外出支援サービスの推進……………高齢者バス料金助成事業
- (3)認知症対策の推進……………認知症高齢者見守り事業，認知症サポーター養成事業，認知症総合支援のための体制整備
- (4)見守りによる安心な生活……………認知症高齢者見守り事業，旭川地域“SOS やまびこ”ネットワーク，民間事業と連携した見守りの強化事業
- (5)権利擁護の推進……………地域で支える成年後見推進事業，成年後見制度利用支援事業，権利擁護
- (6)相談体制・支援体制の充実……………介護保険趣旨普及事業，総合相談，地域ケア会議，包括的・継続的マネジメント支援事業，生活支援体制整備事業，民生委員・児童委員活動の推進，消費生活相談，旭川市自立サポートセンター
- (7)高齢者の住環境の整備……………市営住宅整備事業，公営住宅ストック総合改善事業，シルバーハウジング，高齢化対応住宅普及促進事業，住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の普及促進，サービス付き高齢者向け住宅等，有料老人ホームの指導体制，段差切り下げ等道路環境の整備，公園緑地の整備
- (8)老人福祉施設の整備……………養護老人ホーム，軽費老人ホーム，生活支援ハウス
- (9)交通安全対策の推進……………高齢者交通安全教室
- (10)雪対策等の推進……………地域支え合い事業（福祉除雪サービス），高齢者等住宅前道路除雪，高齢者等屋根雪下ろし事業
- (11)安心な居住環境への支援……………避難行動要支援者名簿整備事業，ホットライン119，ほのぼの防火訪問，ふれあい防火教室，高齢者等安心カード配付事業，ふれあい収集，住宅改修支援事業，住宅改修の点検

基本目標3 健康づくりと介護予防を通じて、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり

- (1)健康意識の啓発 ……………健康増進事業，保健事業，健康相談・健康教育
- (2)疾病の予防及び早期発見の充実 ……がん検診事業，特定健康診査，生活保護受給者等健康診査，75歳以上の方に対する健康診査，高齢者等予防接種事業，歯科保健推進事業
- (3)生活習慣改善の推進 ……………栄養改善推進事業，食育推進事業，見守り配食サービス事業
- (4)介護予防・重度化防止の推進 ……一般介護予防事業

基本目標4 生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり

- (1)多様な学習機会等の提供 ……………高齢者の生きがい促進事業（旭川市シニア大学・百寿大学），図書宅配システム事業，世代間交流事業，生涯学習ポータルサイト（まなびネットあさひかわ）の充実
- (2)地域活動の推進 ……………老人クラブ・高齢者いこいの家運営事業
- (3)就業機会の充実 ……………高年齢者就業機会確保事業（旭川市シルバー人材センター）
- (4)趣味の活動の場の充実 ……………長寿大運動会・高齢者文化祭
- (5)地域支え合い等の推進 ……………生活支援体制整備事業，長寿社会生きがい振興事業，地域支え合い事業，高齢者ふれあい入浴事業，認知症高齢者見守り事業，認知症サポーター養成事業，旭川地域“SOS やまびこ”ネットワーク
- (6)ふれあいの場の充実 ……………いきいきセンター（高齢者等健康福祉センター），老人福祉センター，近文市民ふれあいセンター

基本目標5 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を推進するまちづくり

- (1)在宅医療・介護連携の推進 ……在宅医療・介護連携推進事業，在宅歯科診療



第9章 介護保険サービス費用、介護保険料

1 第6期計画の計画値と実績

第6期計画期間の介護保険給付実績は、毎年度計画値の90%以上であり、概ね計画通りにサービス利用がされています。しかし、費用総額は毎年増加傾向です。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績値 (対計画比)	計画値	実績値 (対計画比)	計画値	実績値(見込) (対計画比)	計画値
施設サービス費用計	7,850,150 (97.5%)	8,052,360	7,811,452 (96.7%)	8,082,205	7,644,965 (94.1%)	8,128,242
居住系サービス費用計	5,112,419 (98.8%)	5,174,356	5,247,372 (95.9%)	5,473,342	5,615,765 (102.4%)	5,482,317
在宅サービス費用計	15,782,794 (98.4%)	16,034,094	16,192,731 (95.4%)	16,968,553	16,051,261 (95.3%)	16,847,532
その他の給付計	1,762,955 (104.4%)	1,688,127	1,722,349 (102.0%)	1,688,770	1,747,562 (100.0%)	1,747,476
保険給付費計	30,508,318 (98.6%)	30,948,937	30,973,904 (96.2%)	32,212,870	31,059,553 (96.4%)	32,205,567
地域支援事業費計	666,422 (85.7%)	777,753	682,573 (85.0%)	802,828	1,902,922 (82.6%)	2,303,354
介護費用計	31,174,740 (98.3%)	31,726,690	31,656,477 (95.9%)	33,015,698	32,962,475 (95.5%)	34,508,921

2 施設・居住系サービス整備の方針

(1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

第6期計画期間に、広域型特別養護老人ホーム増設分30床、併設の短期入所生活介護からの転換分10床及び地域密着型特別養護老人ホーム増床分2床が開設され、また、平成30年3月に、広域型特別養護老人ホーム新設分80床が開設されます。

しかし、依然として多数の待機者がいる状況であることから、本計画期間においては、広域型のユニット型特別養護老人ホームを100床整備します。

(2) 特定施設入居者生活介護

第6期計画期間に、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を特定施設へ転換することで、混合型特定施設入居者生活介護215床の整備を計画しました。

本市の現状は、訪問介護事業所が併設された住宅型有料老人ホームが多い状況であり、こうした住宅型有料老人ホームが、特定施設入居者生活介護への転換することで、入居者は施設の職員から介護を受けることができ、また、介護給付費の低減も見込むことができます。

このことから、既存の住宅型有料老人ホーム等の転換及び既存特定施設入居者生活介護の増床により、260床の混合型特定施設入居者介護を整備します。

3 介護保険サービスの量及び給付費の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
施設サービス費用(千円)	8,198,417	8,299,187	8,397,127	8,700,712
居住系サービス費用(千円)	6,208,487	6,909,647	7,052,330	8,001,938
在宅サービス費用(千円)	16,395,893	16,384,630	16,520,861	18,137,204
その他の給付(千円)	1,935,179	1,992,921	2,039,905	2,281,968
保険給付費計(千円)	32,737,976	33,586,385	34,010,223	37,121,822
地域支援事業費(千円)	2,151,579	2,201,542	2,241,736	2,378,381
介護費用計(千円)	34,889,555	35,787,927	36,251,959	39,500,203

※一定以上所得者の利用者負担見直しにともなう影響額。

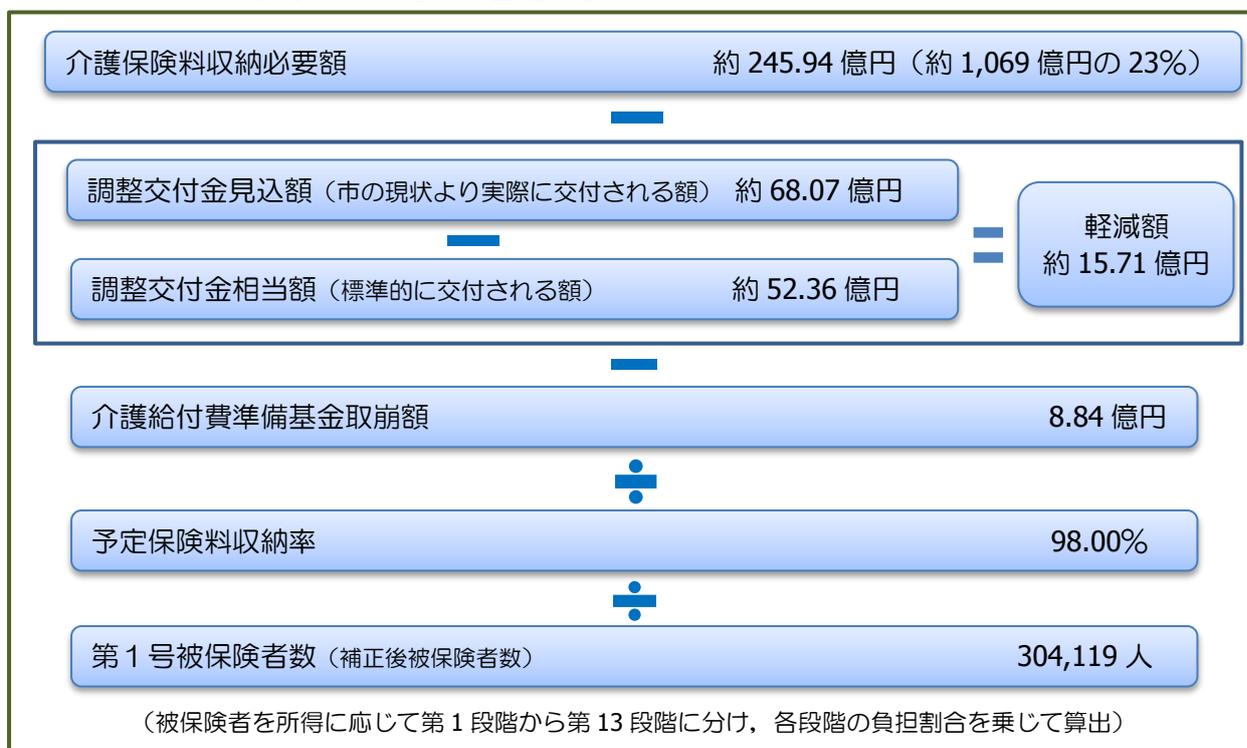
4 介護保険料

(1) 介護給付費・地域支援事業費の負担割合

介護給付費は介護保険料と公費で、それぞれ50%を負担します（地域支援事業費のうち、包括的支援事業・任意事業分については保険料23%、公費77%で負担）。第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は期ごとに定められており、第7期は第1号が**23%**、第2号が**27%**となっています。

(2) 介護保険料基準額の算出

本計画期間（平成30年度～平成32年度）に必要と見込まれる介護保険給付費及び地域支援事業費の合計は約1,069億円になると見込まれます。（参考；第6期計画期間の実績見込は約958億円。）この費用のうち、23%を本市の65歳以上の被保険者に負担していただくこととなります。介護保険料基準額は、次の通り算出されます。



第7期保険料基準額 年額 **74,281 円** : 月額 **6,190 円**

(3) 介護保険料段階

介護保険料は、市町村ごとに定める保険料基準額に本人及び世帯の課税状況などにより区分された所得段階別の負担割合を乗じて決定されます。国の標準段階が所得段階に応じたきめ細やかな保険料とするため、保険料段階の基準所得額を見直したことに伴い、本市も新たに所得段階を設定し「13段階」とします。

第6期（H27～H29）の設定				第7期（H30～H32）の設定			
区分	対象	負担割合	保険料（年額）	区分	対象	負担割合	保険料（年額）
第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給されている方 ・中国残留邦人等支援給付を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 (0.45)	35,000 (31,500)	第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給されている方 ・中国残留邦人等支援給付を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 (0.45)	37,100 (33,400)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.63	44,100	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	<u>0.61</u>	45,300
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の方	0.75	52,500	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の方	<u>0.73</u>	54,200
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.92	64,400	第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	<u>0.90</u>	66,900
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	70,000	第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	74,300
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.22	85,400	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	<u>1.20</u>	89,100
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.28	89,600	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	96,600
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	1.40	98,000				
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	1.50	105,000	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	111,400
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.60	112,000	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.60	118,800
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.80	126,000	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.80	133,700
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	2.00	140,000	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.00	148,600
				第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.30	170,800
				第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.50	185,700

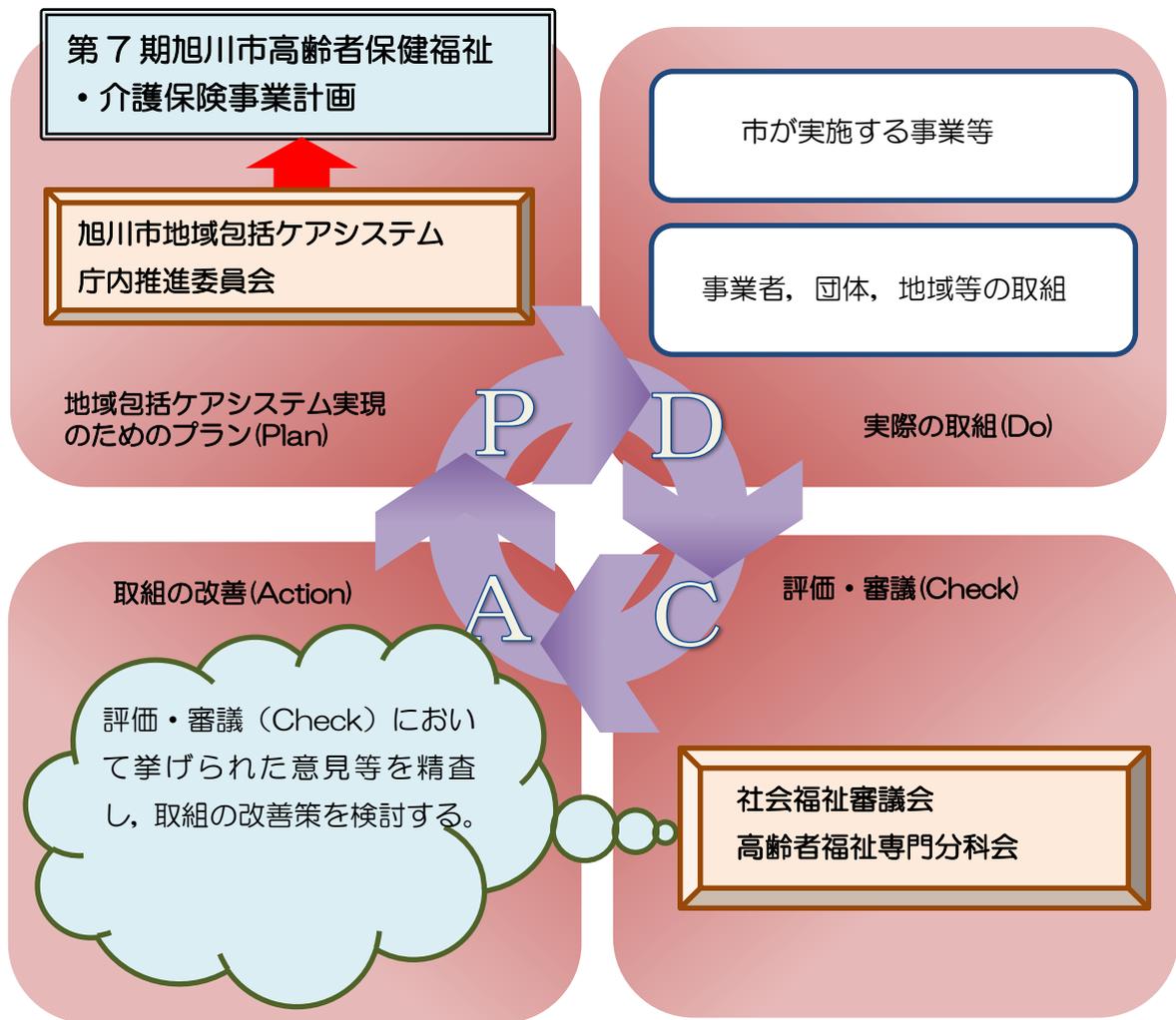
第10章 計画の推進について

1 本計画のPDCA サイクル

本計画の策定に当たっては、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会や旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会における審議により、地域包括ケアシステム構築に向け、より具体的な方向性の検討に努めました（Plan）。

今後、本計画に基づき、旭川市の地域包括ケアシステムの構築を目指し、本市・事業者・団体・地域等が協力し、取組を進めます（Do）。

計画の進捗状況等については、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で評価・審議（Check）を行い、取組を改善（Action）し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



2 指標の設定について

第7期計画においては、個々の施策・事業に活動目標を設定していますが、そうした取組を通じて実現する、第7期計画全体の指標を次のとおり設定します。

指標 1	現状値 (平成 28 年度末)	目標 (平成 32 年度)
前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合	3.34%	3.34%以下

指標 2	現状値 (平成 25 年)	目標 (平成 32 年)
健康寿命※	健康寿命	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
	男性:78.59 歳	
	女性:82.90 歳	
	平均寿命	
	男性:80.03 歳	
	女性:86.03 歳	

※健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康日本 21 旭川計画）

指標 3	現状値 (平成 29 年 10 月)	目標 (平成 32 年 10 月)
第1号被保険者における要介護認定者に対する要介護 3 以上の割合	28.36%	28.36%以下

この指標は、健康づくりや介護予防、給付適正化の取組の成果指標といえるもので、指標1及び2は第8次旭川市総合計画においても成果指標として設定されています。

第7期計画の進捗の検証材料として、各活動目標とこの成果指標を毎年管理することとします。

第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成 30(2018)年 3 月
旭川市福祉保険部介護高齢課
〒070-8525 旭川市6条通9丁目
☎(0166)26-1111(代表)

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>